

平成 29 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 ミクロン精密株式会社  
代表者名 代表取締役社長 榊原 憲二  
( J A S D A Q ・ コード 6159 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 遠藤 正明  
電 話 (023) - 688 - 8111 (代表)

## 社員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日、平成 29 年 10 月 26 日開催の取締役会において、社員向けインセンティブ・プラン「社員向け株式交付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

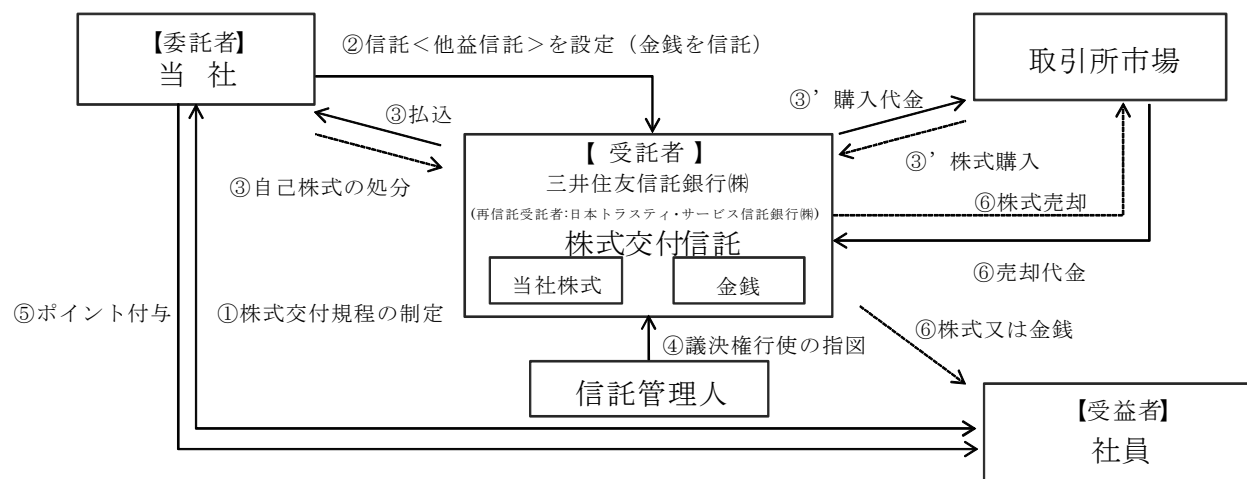
当社社員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、社員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたします。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、社員のうち一定の要件を充足する者に対して、その者に付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する信託型の社員向けインセンティブ・プランであります。このポイントは、当社取締役会が定める社員向け株式交付規程に従って、その役職等に応じて付与されるものであり、各社員に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、社員の負担はありません。

本制度の導入により、社員は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した社員の業務遂行を促すとともに、社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした社員向け株式交付規程を制定します。
- ② 当社は社員向け株式交付規程の対象となる社員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」を設定し（本信託）、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑤ 当社は、社員向け株式交付規程に基づき、同規程の対象となる社員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 社員向け株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした社員は、本信託の受益者として、受託者から累積ポイント相当の当社株式の交付を受けます。なお、あらかじめ社員向け株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

### 3. 本信託について

- ① 名称：社員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：社員のうち社員向け株式交付規程及び信託契約に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 30 年 1 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 30 年 1 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 30 年 1 月（予定）～平成 35 年 1 月（予定）

### 4. 本信託における当社株式の取得内容

- ① 取得株式の種類：当社普通株式
- ② 株式の取得価額の総額：未定
- ③ 取得する株式の総数：未定
- ③ 株式の取得時期：平成 30 年 1 月（予定）
- ④ 株式の取得方法：当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得

以 上